

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

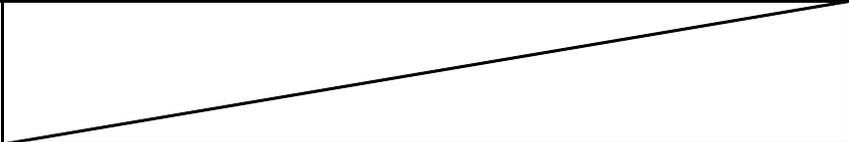
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	北区
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html

執行機関名 北区長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東京都北区児童育成手当条例(昭和四十六年十月東京都北区条例第二十二号)による児童育成手当の支給に関する事務であって東京都北区規則で定めるもの(障害手当)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第一の項 東京都北区児童育成手当条例(昭和四十六年十月東京都北区条例第二十二号)による児童育成手当の支給に関する事務であって東京都北区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第一条	東京都北区児童育成手当条例(昭和四十六年十月東京都北区条例第二十二号)第一条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する<u>児童</u>について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に<u>重度の障害を有する児童</u>に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく<u>重度の障害を有する者</u>に特別障害者手当を支給することにより、<u>これらの者の福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、<u>児童</u>について児童育成手当を支給することにより、<u>児童の福祉の増進</u>を図ることを目的とする。 (支給要件) 第四条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、東京都北区の区域内に住所を有するものに支給する。 一 (中略) 二 <u>二十歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有するもの</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>東京都北区児童育成手当条例(昭和46年10月18日条例第22号) 東京都北区児童育成手当条例施行規則(昭和46年10月18日規則第24号)</p>